

大阪母子医療センター建替基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

大阪母子医療センター建替基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験と高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰、建設需要の増加等による建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、大阪母子医療センター建替基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

「大阪母子医療センター建替基本計画（素案）」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。また、詳細については、別紙「大阪母子医療センター建替基本設計業務委託特記仕様書」等によるものとする。

(1) 委託業務名称

大阪母子医療センター建替基本設計業務

(2) 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(3) 発注者

大阪母子医療センター総長 倉智 博久

(4) 業務委託費

金 172,111,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 担当部局（窓口）

大阪母子医療センター事務局 新病院整備グループ

住所〒594-1101 大阪府和泉市室堂町8 4 0 番地

電話番号：0725-56-1220（代表）

FAX：0725-56-5682

電子メールアドレス：seibi-pt@wch.opho.jp

4 資格要件

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被

- 補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公募の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く）
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
- ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処

罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格審査申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く

(7) 応募者は、単体企業及び設計共同企業体（以下「設計 J V」という。）とする。

(8) 設計 J Vは以下の要件を満たしていること。

ア 代表者は意匠を担当する企業とする。

イ 管理技術者は設計 J Vの代表者に所属していること。

ウ 下記の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。（注※ 1）

(注※ 1)

分担業務分野	業務内容
建 築 (総 合)	平成 31 年国土交通省告示 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
構 造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(9) 応募者は、建築士法に基づく一級建築士事務所であること。設計 J Vの場合、その構成員も建築士法に基づく一級建築士事務所であること。

(10) 単体企業で参加する場合は、入札参加資格確認申請書の提出日までに、令和 4 年度の大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受け、「建築設計・監理」及び「設備設計・監理」のいずれにも登録されていること。

(11) 設計 J Vで参加する場合は、入札参加資格確認申請書の提出日までに、令和 4 年度の大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受け、建築設計担当企業及び構造設計担当企業は「建築設計・監理」に、設備設計担当企業は「設備設計・監理」にそれぞれ登録されていること。

(12) 応募者は、本件に重複して参加することはできない。設計 J Vの場合、構成員が他の設計 J Vの構成員として重複して参加することはできない。

(13) 応募者は、大阪母子医療センター建替基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査委員が役員もしくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。

5 応募者の条件

応募者は、次のすべての要件を満たさなければならない。ただし、設計JVの場合は代表者が次の(1)(2)(3)の要件を満たし、設計JVの構成員により(4)の案件を満たさなければならない。

- (1) 病院（医療法第1条の5第1項に規定する「病院」）のうち、一般病床（医療法第7条第2項に規定する「一般病床」）が200床以上の病院の新築、または増築（増築工事については、工事対象範囲が10,000㎡以上のものに限る。）の基本設計を含む設計業務を元請として、平成24年度以降に3件以上受託しかつ完了させた実績を有する者であること。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士10名以上の事務所であること。
- (3) (1)の設計業務において、総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、本業務が完了するまで、管理技術者として配置できる者であること。また、その者は応募者の組織に所属し、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
- (4) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

管理技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

意匠主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

構造主任技術者：建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士

電気設備主任技術者：建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士
又は同法第2条第5項に規定する建築設備士

機械設備主任技術者：建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士
又は同法第2条第5項に規定する建築設備士

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とし、兼ねることはできないものとする。

6 業務受託者特定までの流れ

- (1) 上記4、5の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
なお、設計JVの場合は、設計JVの代表として、代表者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により一次審査通過者3者程度を選定する。参加資格確認結果を通知するとともに、参加資格要件が確認された者には一次審査結果を通知する。一次審査通過者には、技術提案の要請を行う。
- (3) 技術提案書を受け付けた後、二次審査にてプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「ヒアリング等」という。）を実施し、二次審査評価項目により最優秀者及び優秀者を特定する。

- (4) 二次審査にて、評価点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の投票による多数決で当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には、委員長判断により決定する。
- (5) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により、協議の上決定する。

7 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

予定日	内 容
令和5年2月6日（月）	公募開始（HP）
令和5年2月8日（水）	質疑締切（午後5時まで）
令和5年2月14日（火）	質疑回答
令和5年2月15日（水）	参加表明書締切（午後5時まで）
令和5年2月16日（木）	一次審査
令和5年2月20日（月）	参加資格者の確認結果及び一次審査結果の通知 技術提案の要請
令和5年2月24日（金）	技術提案書作成にかかる質疑締切（午後5時まで）
令和5年3月3日（金）	技術提案書作成にかかる質疑回答
令和5年3月6日（月）	技術提案書受付開始
令和5年3月17日（金）	技術提案書受付締切（午後5時まで）
令和5年3月27日（月）	二次審査、業務委託候補者の特定
令和5年3月28日（火）	二次審査結果の通知
令和5年3月末	契約締結（予定）

8 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 配付資料

- ・大阪母子医療センター建替基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・大阪母子医療センター建替基本設計業務委託特記仕様書
- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧（一次審査用）
- ・評価項目一覧（二次審査用）
- ・委託契約書（案）
- ・公募型プロポーザル様式集（様式1～11）
- ・大阪母子医療センター建替基本計画（素案）

イ 配付場所

- ・上記「3 担当部局（窓口）」と同じ
（※大阪母子医療センター（以下、「当センター」という）のウェブサイトにおいて、ダウンロードも可能。）
- ・「大阪母子医療センター建替基本計画（素案）」については、「3 担当部局（窓口）」での配付のみ。

ウ 配付期間

- ・令和5年2月6日（月）から令和5年2月15日（水）まで
※ 土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（ただし、ウェブサイトは除く。）
- ・「大阪母子医療センター建替基本計画（素案）」の配付期間は、令和5年2月15日（水）から令和5年2月20日（月）まで
※ 土日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 質問書の受付及び回答

項目	内容
受付期限	令和5年2月6日（月）から令和5年2月8日（水）午後5時まで
受付場所	上記「3 担当部局（窓口）」と同じ
提出書類	質問書（様式6）
提出方法	電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。 電子メール送信後、上記「3 担当部局（窓口）」へ到着確認をすること。 また、質問のない場合は、提出する必要はない。
回答方法	令和5年2月14日（火）より、当センターのウェブサイトにて回答を公開する。

※ 技術提案書に関連する、または関連すると思われる質問については、事務局の判断により回答しない。

(3) 参加表明書の受付

項目	内容
受付期間	令和5年2月8日（水）から令和5年2月15日（水）まで （土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで） ※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
受付場所	上記「3 担当部局（窓口）」と同じ
提出書類	参加表明書（様式1）、様式2から様式5-2まで及び必要添付書類
提出部数	各1部
提出方法	持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

(4) 参加資格確認結果及び一次審査結果の通知

8(3)で受けた参加表明書により資格確認を行い、一次審査終了後、参加資格確認結果を通知するとともに、参加資格要件が確認された者には一次審査結果の通知書をメール及び郵送にて送付する。

(5) 技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書をメール及び郵送にて送付する。

(6) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

項目	内容
受付期間	令和5年2月20日(月)から令和5年2月24日(金)午後5時まで
受付場所	上記「3 担当部局(窓口)」と同じ
提出書類	技術提案書作成に関する質問書(様式11)
提出方法	電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。 電子メール送信後、上記「3 担当部局(窓口)」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
回答方法	令和5年3月3日(金)より当センターのウェブサイト上にて回答を公開する。

(7) 技術提案書の受付

項目	内容
受付期間	令和5年3月6日(月)から令和5年3月17日(金)まで (土日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) ※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
受付場所	上記「3 担当部局(窓口)」と同じ
提出書類	技術提案要請書の写し、技術提案書(様式8から様式9-2まで) 基本設計業務受託参考見積書(様式10)
提出部数	様式8については、原本1部。 様式9-1から様式9-2までについては、原本1部、写し11部。(写しについては、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。) 様式10及び内訳書は、封かんしたものを1部。 ※ 技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCD-R等を1枚提出すること。 ※ 提出された技術提案書は、返却しない。
提出方法	持参、郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。)
その他	原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。 写しは、1部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。 各ページに通し番号を振ること。 技術提案書は、用紙サイズにかかわらず折らずに提出すること。

(8) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果通知書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

9 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、以下のとおりとする。

(1) 一次審査

事務局が、参加表明書と共に提出された企業概要書等の内容を審査し、上位3者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後にメール及び郵送で通知する。この審査結果について異議は認めない。

(2) 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者に対し、技術提案書、参考及びヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

1) 審査委員会

委員は次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
倉智 博久	大阪母子医療センター 総長
横田 隆司	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
松原 祥子	大阪母子医療センター 事務局長
大野 貴広	大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 参事
天田 茂	大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室計画課 参事

2) ヒアリング等

項目	内容
対象	一次審査通過者
実施日	令和5年3月27日（月）
出席者	出席者は、配置予定の管理技術者及び主任技術者に限り、計5名以内とする。
ヒアリング等の方法	説明及び質疑回答は主任技術者（意匠）を中心に行うこと。詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。
時間	ヒアリング等の持ち時間は、1者あたり約30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）とする。場所及び開始時刻等については別に通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果についてはメール及び郵送で通知する。

なお、審査結果について異議は認めない。

10 評価方法及び受託者の選定

- (1) 業務委託候補者の選定基準は、別紙「評価項目一覧」のとおりとする。
- (2) 審査委員会は、評価点総合計が最も高い者を最優秀者、次に高い者を優秀者として選定する。
- (3) 評価点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の投票による多数決で当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には、委員長の判断により決定する。
- (4) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- (5) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により協議の上決定する。

11 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。

12 業務の契約

- (1) 大阪母子医療センター総長は審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。
- (2) 契約は、契約書を作成する。なお、規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

13 結果の公表

当センターのウェブサイト以最優秀者及び優秀者の名称及び評価点等を含め、全参加表明者の名称及び評価点を公表する。

14 留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、当センターは、応募者に無断で本募集以外の目的で提

出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。

- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (4) 当センターは、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 当センターが提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を当センターの許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ当センターが変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- (9) 上記4、5の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。
また、提出された技術提案書等は無効となる。
- (10) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当センターが、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (11) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (12) 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる実施設計業務及び建設工事並びに基本設計コンストラクション・マネジメント業務を受託することはできない。
※ 資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
※ 人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③大阪府入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。
- (13) 受託者は、発注者が新病院建設・開院に関わり、別途、業務委託するコンストラクション・マネジメント会社等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (14) 本プロポーザルの二次審査においては配置予定技術者（特に管理技術者及び意匠主任技術者）の意見集約力及びコミュニケーション能力を重く評価する。
- (15) 大阪府において、大阪母子医療センター建替基本設計業務に関する予算が大阪府議会で承認されない場合、本業務の契約締結は見送ることとする。